

(別紙2)

審査の結果の要旨 氏名 浅見雅一

本論文は、「キリシタン時代」にイエズス会が日本を含むインド以東への布教活動を行なうなかで、現地の宗教・習俗や社会状況にどのような論理で適応しようとしていたかを、「偶像崇拜」という問題に絞って、明らかにしようとしたものである。キリシタン時代とは、1549年に日本にキリスト教が伝えられてから、17世紀前半に江戸幕府によってほぼ根絶やしにされるまでの、約一世紀間を指す。また偶像崇拜とは、(キリスト教の)神ならぬものを神として崇拜する行為であるが、日本については、信者が仏教という「異教」に関わる行為にどこまで関与できるか、というかたちで議論された。

使用された史料は、布教上解決すべき課題をめぐって教団内部で交わされた、現地の布教責任者からゴア、ローマ、スペイン諸大学の神学者への諮問とそれへの回答、あるいは課題解決の指針としてまとめられた著述などである。その多くは著者自身が所蔵機関に赴いて調査しており、なかには初めて学界に紹介されるものもある。テキストの多くは、神学上の問題を聖書やトマス・アクィナスの著述などから演繹的に論じた、いわゆるスコラの議論で、決してわかりやすいものではないが、著者はそれを文脈に忠実に訳出して掲げ、ついにかみ砕いた解説を施し、さらにそれをふまえて課題の考察にとりくむ、というかたちで叙述していく。

偶像崇拜は「克服不能な無知」による場合にのみ許される、というのがイエズス会の基本路線だったが、実際には適用基準の緩和と適用の留保によって、布教上の障害を軽減する方向性をもっており、結果としては相当程度まで許容されていた。たとえば、信徒が主人に従って仏教の儀式に参加する際、跪拝の拒否が主人に恥辱を与える可能性があるならば、跪いてもよいとする。こうした事例から著者は、日本社会の世俗の主従関係を容認するのがイエズス会の布教方針であったことを確認し、江戸幕府がキリスト教を危険思想とみなして徹底的弾圧を加えた要因としては、日本人信徒の自発的な殉教の発生が、信仰告白を信徒の倫理的義務とする原則論への回帰を促したことがあった、と指摘する。

さらに、適応のありかたの地域的偏差について、つぎの二点を指摘した。①インドでの経験は日本布教にあたって参照されているものの、インドでは原則論に基づいて偶像破壊が容認されていた。②中国で祖先崇拜を中心に典礼問題が生じた際には、日本における偶像崇拜論が参照されて、孔子崇拜の非宗教性を前提に、儒教の典礼をキリスト教のそれで置き換える「代替理論」で問題の解決が図られた。

本論文は、タイトルが予想させる内容とは異なって、布教地の社会状況そのもの——たとえば、日本でも偶像破壊の動きはあった——については、第五章の殉教手引書の分析を除いてほとんど言及されず、イエズス会の内部的議論の分析に終始する。そのことが、主題領域に入って行きづらいという感触を読者に与えると同時に、歴史叙述としては物足りなさを感じさせることは否めない。しかし逆にいえば、このようにアプローチを限定したことで、布教地社会を認識する教団側の論理が明瞭になり、社会の実態認識のための有用な前提が得られたという、積極的意義も大きい。

以上により、本委員会は、本論文を博士(文学)の学位を授与するにふさわしい業績として認めるものである。